

岐阜県公報

第二千六百八十二号
平成二十七年九月十五日
(火曜日)

目次

告示

有害図書類の指定

(私学振興・青少年課) 六五七^ハ

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
建築基準法に基づく構造計画適合性判定の委任

(環境生活政策課) 六五七
(建築指導課) 六五八

告示

岐阜県告示第五百五十五号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十一条第一項の規定により次のものを有害図書類として指定した。

平成二十七年九月十五日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定図書類

種類	図書類の題名	月日号等	発行所、制作者名
雑誌	チャンプロード	2015.10月号	株式会社

2 指定年月日

平成27年9月15日

3 指定理由

著しく犯罪又は自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非

営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年九月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十七年八月五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人グリーンウッドワーク協会
- 三 代表者の氏名 小野 敦
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃市二九七三番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、人力で生木を加するグリーンウッドワークを新しいものづくりの手法と位置づけ、広く一般市民

木工をはじめとするものづくりに携わる人々、環境保護や教育に携わる人々、身体に障がいを持つ人々やそれらの人を支える人々などに対して、実演や技術指導などの事業を行い、市民の文化的生活上、自然環境の保全、子どもの健全な育成、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年九月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十七年八月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜羽鳥ボランティア協会
- 三 代表者の氏名 浅野 満
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽鳥市正木町坂丸二丁目九七番地

五 定款に記載された目的 この法人は、地域の要援助者の社会参加を推進し、住民のボランティア活動への参加を啓発する事業を行うことにより、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、法第七十七条の三十五の八第一項の規定により次のとおり公示する。
平成二十七年九月十五日

岐阜県知事 古田 肇

指定構造計算適合性判定機関の名称等

名称	住所	業務区域	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
株式会社建築構造センター	東京都新宿区新宿一丁目八番一号	岐阜県全域	東京都新宿区新宿一丁目八番一号 宮城県仙台市青葉区本町二丁目一〇番二八号 福島県郡山市中町一番五号 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号 神奈川県横浜市西区北幸二丁目三番一九号 長野県長野市南県町一〇八二番地 愛知県名古屋市中区栄四丁目一四番二号 島根県松江市中原町六番地 岡山県岡山市北区内山下二丁目三番一九号 広島県広島市中区八丁堀一五番六号 愛媛県松山市三番町七丁目一

三番一三号	佐賀県佐賀市駅前中央一丁目九番三八号
長崎県長崎市万才町三番四号	宮崎県宮崎市川原町五番一〇号
鹿兒島県鹿兒島市西千石町一番二二号	沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号

二 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

次のいずれかに該当する建築物に係る構造計算適合性判定。なお、一の構造計算適合性判定に係る建築物が二以上あり、いずれか一の建築物が次のいずれかの建築物に該当するときは、当該構造計算適合性判定に係る建築物全てを次のいずれかの建築物に該当するものとみなす。

- 1 延べ面積が三千平方メートルを超える建築物（建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては、当該建築物の部分。以下同じ。）
 - 2 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第百三十八号。以下「政令」という。）第八十一条第二項第一号ロに定める構造計算による建築物
 - 3 構造計算適合性判定を要する木造又は木造を併用する建築物
 - 4 法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの建築物で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するもの
 - 5 高さが三十一メートルを超える建築物
 - 6 構造耐力上主要な柱、はり又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物
 - 7 構造耐力上主要な部分に設計基準強度が一平方ミリメートルにつき三十六ニュートン以上のコンクリートを使用する建築物
 - 8 政令第八十条の二の規定に基づき、次により国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準に従った構造を有する建築物
- (一) プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（昭和五十八年建設省告示第千三百

二十号)

- (二) 免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十二年建設省告示第千九号）
 - (三) 薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十三年国土交通省告示第千六百四十一号）
 - (四) アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第千四百十号）
 - (五) 構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第千四百六十三号）
 - (六) コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第千四百六十四号）
 - (七) 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第千六百六十六号）
 - (八) 鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十五年国土交通省告示第千四百六十三号）
 - 9 政令第三十九条第三項の規定に基づき構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号）第三第二項第二号の構造方法を用いた建築物
 - 10 その他知事が必要と認める建築物
- 三 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成二十七年九月十五日

平成二十七年九月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社